

京都市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第105号

京都市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

京都市生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市生活保護法等施行細則

第1条に次の1項を加える。

- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）の施行については、中国残留邦人等支援法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条に次の1項を加える。

- 2 中国残留邦人等支援法第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）の決定及び実施に関する事務を所長に委任する。

第13条の次に次の2条を加える。

（準用）

第14条 第3条から前条までの規定は、支援給付について準用する。

（補則）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)